

伊奈町地域クラブ活動指導者に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2の規定に準じ、伊奈町立中学校における部活動（以下「部活動」という。）の地域連携・地域移行（部活動の地域連携及び地域の運営団体又は実施主体による地域クラブ活動への移行をいう。）を推進するため、部活動の休日等における地域クラブ活動指導者（以下「指導者」という。）の職務、その他の指導者に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 指導者は、コーディネーターと連携、調整し、中学校におけるスポーツ・文化芸術等に関する教育活動に関し、次の職務を行う。

- (1) 実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導に関すること。
- (2) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率、用具・施設の点検・管理に関すること。
- (3) 部活動の運営管理、顧問・保護者等への連絡、指導計画の作成に関すること。
- (4) 生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応等について、顧問等との情報共有を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部活動推進のための事業の実施に係る連絡調整を図ること。

(資格)

第3条 指導者は、次に掲げる基準に適合する者とする。

- (1) 人格識見が高く、社会的信望があり、地域クラブ活動に十分な理解を有している者
- (2) 部活動を指導する能力を有し、実技の指導力に優れている者
- (3) 品行方正かつ志操堅固な者
- (4) 委嘱を受けた日の属する年度の4月1日時点で18歳以上の者（高等学校又はこれと同等以上の学校に在籍するものを除く。）であって、健康状態が優れ、年間を通じて指導できるものであること。
- (5) 国のガイドライン、県及び町の指針・方針に沿って指導することができ、常に専門的な知識と指導技術を身に付けようと努めている

者

(6) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に該当しない者

(7) これまでの指導において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項のない者

(8) 過去に性犯罪により有罪判決を受けていない者

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する者に該当せず、また、当該規定する者及び同条第2号に規定する団体と密接な関係を有する者に該当しないもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、指導者となることができない。

(1) 成年被後見人

(2) その他伊奈町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指導者として不適格と判断した者

(委嘱)

第4条 指導者は、前条に規定する基準に適合する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 指導者の任期は、委嘱されてから3年を経過した日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(解嘱)

第6条 教育委員会は、指導者が次のいずれかに該当する場合は、解嘱することができる。

(1) 指導者本人から解嘱の願い出があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があるとき。

(3) その職の信用を傷つけるような行為があったとき。

(服務)

第7条 指導者は、学校・顧問・保護者等の関係者と相互に連絡し、協力しなければならない。

2 指導者は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則等及び教育委員会の定める規定に従わなければならない。

3 指導者は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるよ

うな行為をしてはならない。

(研修)

第8条 指導者は、教育委員会が主催又は指定する研修会へ参加するものとする。

2 指導者は、常にその職務を行ううえに必要な知識、技術の習得に努めなければならない。

(報償費及び旅費)

第9条 指導者が、地域クラブ活動を実施したときは、報償費として1時間につき2,000円、旅費として1日につき1,000円を予算の範囲内で支給することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に改正前の伊奈町地域クラブ活動指導者に関する要綱の規定により教育委員会がした指導者に対してされた委嘱その他の行為は、施行日以後における改正後の要綱の相当規定に基づいて当該教育委員会がした委嘱その他の行為とみなす。